

閉鎖性沿岸海域の環境再生と防災との調和 —沿岸域の総合的管理の実現に向けた基礎的研究—

沿岸域環境科学教育研究センター 滝川 清
沿岸域環境科学教育研究センター 森本剣太郎
大学院先導機構 増田 龍哉

1. 研究目的

沿岸域は、海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域を指し、優れた景観や豊かな生態系が形成されるなど多様な機能を有し、産業、物流、レジャーなど様々な利用が輻輳している。一方で近年の沿岸域は、津波や高潮などによる被害の甚大化や防護施設の老朽化、干潟や藻場面積の減少、沿岸域利用者間の調整など防護、環境、利用の面で種々の問題を抱えている。これらを解消し、将来世代に健全な沿岸域を引き継ぐために、沿岸域の総合的管理が中央行政や専門家を中心として推奨されている。本研究は、沿岸域の総合的管理に関する世界と日本の動向を調査し、先駆的な総合的管理を行っている地方自治体などの取り組みの分析を行うことで、我が国の総合的管理の実現に向けた今後の展望を考察した。

2. 研究方法・成果

海洋政策本部による事例集や沿岸域管理専門家へのヒアリングを通して、全国から9つの総合的管理の先駆的事例を抽出した。評価方法は「ある課題に対して、どういう経緯で、誰が実施主体として、どの対象資源を考慮して、どう管理が行われたか」に注目して、事例毎に「対象課題」、「対象課題関連分野」、「総合性評価」、「総合的管理の概要」に整理した。「対象課題」は、「利用の調整」、「海岸侵食」、「地域振興」、「水質管理」、「生態系保全」、「漂着ゴミ」、「災害への対応」の7つに区別し、最重要課題を2、その他対象課題を1、対象課題ではない場合を0とした。「対象課題関連分野」は、「漁業」、「レジャー」、「自然環境」、「海上交通」、「海上交通・港湾」、「防護」、「景観」の6区別し、関連分野であれば1、関連分野でなければ0とした。「総合性評価」は、PEMSEAの枠組みや沿岸域総合管理研究会による提言を参考にし、「実施主体の連携」、「管理責任の明確化」、「合意形成」、「複数分野の関連」、「継続・順応性」、「情報の共有」の6つについて評価基準を設定し三段階評価を行った。「概要」は、取り組みの内容や経緯、特徴をまとめた。ここで経緯について着目してみると、各自治体などでは沿岸域管理に関する課題に対し、何らかの「きっかけ」によって総合的管理の取り組みへ到達したことを得た。本研究において沿岸域総合的管理が先駆的に行われた「きっかけ」は、以下に示す2つのパターンに分類できる。

- a.国や財団法人の支援事業に選ばれた、沿岸域専門家からの要請があったなど、外部からの介入（事例番号1,5,6,8,9）
- b.沿岸域利用者（漁業従事者、サーファーなど）や地元住民、県職員などの「海」に対する関心が非常に高い（事例番号2,3,4,7）

このことから、沿岸域の総合的管理の取り組みを地方自治体などに促進させるためには、a.のように予算補助や沿岸域管理専門家が加わるなどの外部介入を積極的に進めることや、b.のように海に関する関心が非常に高い個人や団体、複数団体の沿岸域管理ビジョンを統一するリーダーシップを有する者などの人材育成が重要であるといえる。しかし、今現在も国や沿岸域専門家が沿岸域管理に関する情報を広く公開し、支援事業などを積極的に行っているにもかかわらず、支援事業以外のサイトでは沿岸域総合的管理がほとんど行われていない現状にある。その理由として、沿岸域総合的管理には法的義務がない、複数の所管・法をまたがるため管理を行うことが難しい、管理を行う財源がないことなどが考えられる。そこで、国が新たに「沿岸域法」を個別所管の個別法の上位法として制定し、沿岸域総合的管理計画を策定した際には補助金を支給することなど財源補助の仕組みを整えることは、取り組みの「きっかけ」になると考えられる。

(2013年度拠点B報告書)